案		件	番		号	21中建審・請第1号審査請求事件
審	查	請求	年	月	日	平成22年3月26日
審	査	請求	: 人	住	所	東京都中野区大和町三丁目
審	査	請求	· の	内	容	文書送付をもってした回答行為の取消し
						裁判記録を検討の上、質問書に対する回答をせよ
処分庁 (不作為庁)						中野区長
審	建	築物	匆の	敷	地	
査請求に係る建築	地	域	•	地	区	
	建	築	主	住	所	
	用	用			途	構造造造
	敷	敷 地 面			積	m 階 数 地上/地下 /
物	建	築	Ī	面	積	m ² 延べ面積 m ²
建築審査会の処分(概要)						
口	頭	審査	年	月	日	
書育	請 求 人 の 主 張				張	審査請求人(以下「請求人」という。)は、平成21年8月27日、中野区長に対し「道路判定図に関する質問書」と題する書面を送付し、回答を求めた。この中で、請求人は、民事訴訟の結果を援用し、これを当然の前提として回答することを求めた。ところが、平成21年9月29日付回答では、区長が民事訴訟記録を検討したか否かが不明であったため、本年1月5日付文書によって中野区長が同記録を検討したか否かの確認を求めた。これに対し、中野区長は、平成22年1月25日付「ご質問への回答について」(以下「本件回答」という。)において、当該民事訴訟記録を検討していないことを明らかにしたものであるが、これは、請求人の平成21年8月27日付質問に対しなんらの回答を与えていないに等しい。中野区長の回答は、前提とすべき事情を看過して行った処分であり、かつ、行政庁による適格な処分の不作為にあたり、違法である。なお、中野区長は、本件回答の本文中、「なお、特定行政庁である中野区長の処分に不服があるときは、中野区建築審査会に対して審査請求をすることができます。」と記載している。よって、①中野区長の本件回答書による回答を取り消し、②更に、中野区長が、上記民事訴訟記録を検討した上、請求人が中野区長に対し発信した平成21年8月27日付「道路判定図に関する質問書」に対する回答をするよう求めるものである。
処	分	庁	の	弁	明	築審査会に対する不服申立ては、建築基準法令の規定による特定行 政庁、建築主事若しくは建築監視員又は指定確認検査機関の処分又
						以口、建栄土尹句しては建築監怳貝入は旧足傩祕快宜懱閔以処分入

はこれに係る不作為に関する審査請求に限られる。審査請求人は、 回答の処分の取消しを求めているが、特定行政庁がなした本件回答 は、審査請求人の質問に対する行政機関の単なる見解を示したもの であり、建築基準法令の規定に基づく、個別的・具体的な法律上の 効果を発生させるものではない。法令上の根拠のない本件回答は、 特定行政庁の処分に該当しない。したがって、不服申立ての対象と はならない。

② 請求人は、質問書の回答に対する不作為を主張し、回答を求める 申立てをしている。行政不服審査法(以下「行審法」という。)2 条2項には、「この法律において『不作為』とは、行政庁が法令に 基づく申請に対し、相当の期間内になんらかの処分その他公権力の 行使に当たる行為をすべきにかかわらず、これをしないことをい う。」と規定されている。「道路判定図に関する質問書」に対する回 答を求める行為は、法令(建築基準法令)上の根拠をもたないもの であり、仮に回答を行わない場合であっても同法に規定する「不作 為」にはあたらない。また、「『道路判定図に関する質問書』に対す る回答をせよ。」との裁決を求めることは、所謂「義務付け裁決」 を求めるものであり、行審法上認められないので、不適法である。

なお、本件回答の本文中の「なお、特定行政庁である中野区長の 処分に不服があるときは、中野区建築審査会に対して審査請求をす ることができます。」との記載は、請求人の平成22年1月5日付 文書中において、中野区の主張に異議を申し立てたいこと、そのこ とについて対応を求める内容があることから、行政不服審査制度の 一般的な説明をしたものであり、本件回答について審査請求をする ことができる旨の教示をしたものではない。

以上のとおり、本件審査請求は、不適法であることから却下され るべきである。

裁決年月日及び主文 | 平成22年6月2日 本件審査請求をいずれも却下する。

裁 決 理 由 ① 審査請求の対象となる「処分」には、狭義の行政処分(以下「狭 義の処分」という。)のほかに、「事実行為」(「公権力の行使にあた る事実上の行為で、人の収容、物の留置その他その内容が継続的性 質を有するもの」)が含まれる。狭義の処分の概念は、行政事件訴 訟法(以下「行訴法」という。)3条の「処分」と同義と解され、「行 政庁の法令に基づく行為のすべてを意味するものではなく、公権力 の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によっ て、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが 法律上認められているものをいう」とされる。これを本件回答行為 についてみると、本件回答文書の主たる記載内容は、請求人の質問 にかかる「裁判記録は、特定行政庁・・を当事者としない民事訴訟 に係るもので・・関与する権限はありません。したがって、同裁判記録の検討は行っておりません」というに過ぎず、「その行為によって、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することを法律上認められているもの」に該当しないことは明白であって、狭義の処分性は認められない。次に、「事実行為」性について検討するに、「公権力の行使にあたる事実上の行為」とは、特定の行政目的のために国民の身体・財産に実力を加えて行政上必要な状態を実現させようとする行為を指すと解されるところ、本件回答行為は、このような行為に該当しないこともまた明らかであるから、「事実行為」性も認められない。

- ② 請求の趣旨は、請求人による「道路判定図に関する質問書」に対する回答を特定行政庁に対して命じることを求めているものである。
- a) この点、請求の趣旨が、行政庁に対して特定の行為を行うことを命じる旨の裁決を直接に求めるものであるとすれば、そのような審査請求は行審法の予定しない裁決を求めるものであるから、不適法といわざるを得ない。
- b) 念のため、請求の趣旨が、特定行政庁が請求人に対して回答を行わないという不作為を問題とするものであると解した場合について検討する。建基法94条1項及び行審法2条2項にいう「不作為」は、行訴法3条5項の「不作為」と同義と解され、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内に何らかの処分その他の公権力の行使にあたる行為をなすべきであるにもかかわらずこれをしないことをいうと解される。これを本件についてみるに、請求人による「道路判定図に関する質問書」に基づく質問行為は、法令に基づく申請に該当しないことは明らかである。したがって、仮に特定行政庁が請求人の質問に対して回答を行わなかったとしても、これをもって行審法にいう「不作為」ということはできない。

以上により、請求人の本件請求はいずれも、審査請求の対象外の 行為を対象とし、または行審法が予定しない裁決を求めるものとし て行われた不適法なものであるから、同法40条1項及び50条1 項の規定に基づき、主文の通り裁決する。

注)「法」は建築基準法、「令」は建築基準法施行令、「安全条例」は東京都建築安全条例を示す。